小鹿野町店舗・住宅リフォーム助成金交付要綱の特例を定める要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、近年増加している熱中症の被害の低減を図るため、冷房機能を伴う機器(以下「冷房機器」という。)の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、小鹿野町店舗・住宅リフォーム助成金交付要綱(平成31年小鹿野町告示第34号。以下「要綱」という。)の特例を定めるものとする。

(助成対象者及び助成対象住宅の特例)

- 第2条 この告示による助成対象者は、要綱第3条第1項の規定に掲げる個人と する。
- 2 助成金の交付対象となる住宅は、助成対象者が対象住宅に入居した時点から、 冷房機器を設置したことがないことに加え、次に掲げる各号のいずれかに該当 する既存住宅とする。
 - (1) 助成対象者が所有し、自らが居住している住宅
 - (2) 助成対象者が賃借して居住し、リフォーム工事の施工に関して所有者の承諾がある住宅

(助成対象工事の特例)

- 第3条 この告示による助成対象工事は、要綱第5条第2項の規定にかかわらず、 前条第2項の規定に該当する住宅に限り、冷房機器の設置工事を対象とする。 (助成対象経費の額の特例)
- 第4条 この告示による助成対象経費の額は、要綱第6条の規定にかかわらず、 3万円(消費税を含む。)以上の額とする。

(助成金の額の特例)

- 第5条 この告示による助成金の額は、要綱第7条第1項の規定にかかわらず、助成対象経費の2分の1以内の額(千円未満切捨て)で、5万円を上限とする。 (助成の申請の特例)
- 第6条 この告示による助成の申請は、要綱第8条の規定に掲げる書類に加え、誓約書(様式第1号)を添えて、町長に申請しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。(失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。 (失効に伴う経過措置)
- 3 この告示の失効前に、第6条の規定により交付申請を行った者に対する助成 金の交付決定その他の措置については、令和3年4月1日以降もなおその効力 を有する。